石油備蓄の現況

令和８年１１月
資源エネルギー庁
燃料供給基盤整備課

１．我が国の石油備蓄は、国家備蓄、民間備蓄、産油国共同備蓄、の３つの方法により実施しています。

２．令和８年９月末現在の我が国の石油備蓄は、以下の通りです。

	【備蓄日数】	【製品換算】	【保有量】
国家備蓄	１０３日分	２，８７８万ｋｌ （≒１．８億バレル）	原油 ２，８８０万ｋｌ （≒１．８億バレル）
	８９日分＜ＩＥＡ基準＞		製品 １４２万ｋｌ （≒０．０９億バレル）
民間備蓄	９５日分	２，６３２万ｋｌ （≒１．７億バレル）	原油 １，１７１万ｋｌ （≒０．７億バレル）
	８１日分＜ＩＥＡ基準＞		製品 １，５２０万ｋｌ （≒１．０億バレル）
産油国共同備蓄	６日分	１７２万ｋｌ （≒０．１１億バレル）	原油 １８１万ｋｌ （≒０．１１億バレル）
	５日分＜ＩＥＡ基準＞		
合　　計	２０４日分	５，６８２万ｋｌ （≒３．６億バレル）	合計 ５，８９４万ｋｌ （≒３．７億バレル）
	１７４日分＜ＩＥＡ基準＞		

（注）１．四捨五入のため内数と計は一致しないこともある。
２．【備蓄日数】は石油備蓄法に基づき、国内の石油消費量をもとに計算したもの。また、当該【備蓄日数】とともにＩＥＡ基準で試算した備蓄日数（石油ガスを含む。）を併記している。なお、当該日数については、計算に使用する値が異なるため、ＩＥＡ公表の数字と必ずしも一致しない。
３．現下の中東情勢を踏まえ、令和８年３月２６日以降、国家備蓄及び産油国共同備蓄の放出を開始しているが、石油精製業者の受入れが確認された日をもって【備蓄日数】及び【保有量】への反映を行っている。

３．国家備蓄は、昭和５３年度から開始しています。石油備蓄目標では、産油国共同備蓄の１／２とあわせて輸入量の９０日分程度（ＩＥＡ基準）に相当する量を下回らないこととしています。

４．民間備蓄は、昭和５０年度に石油備蓄法を制定（平成１３年に「石油の備蓄の確保等に関する法律」に改正）し、石油精製業者、特定石油販売業者及び石油輸入業者に備蓄を義務づけており、備蓄義務量は平成５年度以降消費量の７０日分となっています。
　なお、現下の中東情勢を踏まえ、令和８年９月末現在では備蓄義務量を５５日分へと引き下げています。

５．産油国共同備蓄は、日本国内の民間原油タンクを産油国の国営石油会社に政府支援の下で貸与し、当該社が東アジア向けの中継・備蓄基地として利用しつつ、我が国への原油供給が不足する際には、当該原油タンクの在庫を我が国向けに優先供給する事業です。